平成２２年（フ）第４６２号
青森県上北郡野辺地町字野辺地442番地
債務者　斎藤　令子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
青森県上北郡野辺地町字野辺地442番地
債務者　斎藤　元俊
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
青森県上北郡野辺地町字野辺地442番地
債務者　斎藤　睦子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
青森県八戸市大字湊町字中道20番地２、前住所青森県八戸市南類家５丁目１番19号　フォレストパークＤ102
債務者　山田美恵子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６９９６号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目18番20号　大協文化17号
債務者　平田　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６２８号
大阪府豊中市服部寿町３丁目１番３号
債務者　鈴木なるみ
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０３号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート２棟701号
債務者　平　　幸二
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０４号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート２棟701号
債務者　平　みち子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３６号
横浜市港北区篠原北１丁目17番35号
債務者　原田　博幸
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７５２号
横浜市港北区大倉山６丁目29番34―307号
債務者　佐田真智子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６９号
神奈川県大和市下鶴間1804番地　サンフラワー204
債務者　花井　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１４号
川崎市幸区戸手２丁目３番10号　ファミーユ戸手102、前住所川崎市幸区戸手４丁目１番29号
債務者　望月平八郎
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２２号
川崎市中原区下小田中３丁目３番23―402号
債務者　堀江　明美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
川崎市川崎区東門前１丁目16番６号清水荘202
債務者　岩本美知子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
川崎市幸区新川崎６番１―504号
債務者　須田　春雄
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係